

日本古代の呪符木簡、墨書土器と疑偽經典

——『佛說七千佛神符經』もしくは『佛說益算經』の受容——

増尾 伸一郎

緒言

- 一、古代の木簡と墨書土器にみる「符呪」
 - 二、敦煌本『佛說七千佛神符經』『佛說益算經』とその傳來
 - 三、『太上老君說長生益算妙經』との關係
- 後語

緒言

古代日本においては、道士や道觀の存在は確認できず、請來された道教經典の數も限られていることから、道教の體系的な傳來はなかつたと考えられる。

だが、道教を構成する諸要素は、さまざまな形で間接的に受容されたようであり、呪符を伴う方術についても、各地の遺跡から發掘が相次いでいる呪符木簡や墨書土器が、その様相を具體的に物語る。

新たに出土した呪符木簡の概要は、木簡學會の年報『木簡研究』に順次掲載され、墨書土器に關しても、出土數の多い遺跡や地域ごとに、資料の集成が進められつつあるが、これらは、呪術に關わるだけに、記載内容の難解なものが多い。



図 1

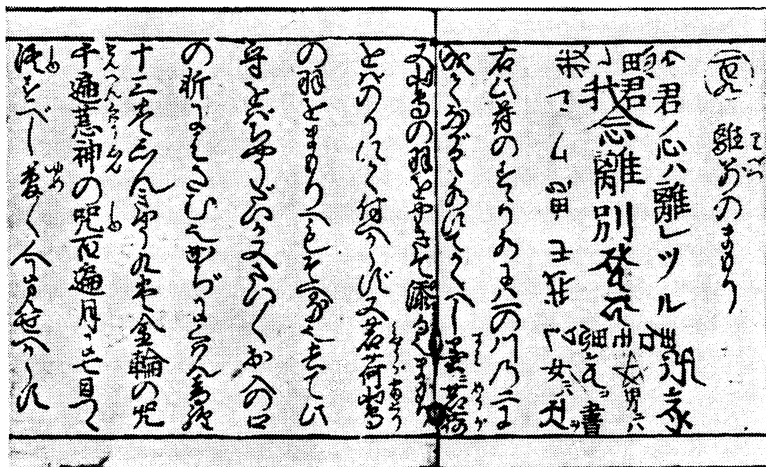


図2 『呪咀重寶記』〈離別の守り〉

一九六三年に、平城宮の第二次内裏北方官衙地域東邊部の土壙から出土した土師器の坏の底部外面には、「君我念」と「爲道金」の三文字を組み合せた呪句が墨書されていた〔圖1〕。

藤澤一夫氏によって、「君我念」が江戸時代の『呪咀重寶記〕第一〇九番目に載る△離別の守り√〔圖2〕に契合することが指摘されてからは、主に近世の呪法書類が呪術關係資料の解釋に援用されてきた。

民間の陰陽師や修験道の山伏たちによって流布した呪法書類は、出土文字資料の大半を占める中世後期から近世にかけてのものを釋讀する上には、きわめて有効だが、古代の用例については、△離別の守り√のように、古代的呪法をほぼそのまま踏襲する部分も含むとはいえ、出来るだけ同時代の文献に基づいて検討する必要があるだろう。

本稿では、日本古代の木簡や墨書土器にみられる符呪について概観したうえで、それらが依據した可能性のある史料として、『佛說七千佛神符經』もしくは『佛說益算經』を取りあげ、奈良時代に舶載、書寫されたことが確實なこの經典の敦煌寫本に基づいて、これが道經『太上老君說長生益算妙經』を抜粹し、部分的に佛教的な改變を加えたものであることを

確認することにより、道教的な疑偽經典を通じての道教思想受容の一面について、試考したいと思う。

一、古代の木簡と墨書土器にみる「符呪」

これまでの報告で最も早い時期に屬する呪符木簡としては、七世紀代まで溯るものが數點ある。

○大阪市東住吉區・桑津遺跡

大阪上町臺地の東縁部に位置し、四天王寺とも近い桑津遺跡の、飛鳥時代の掘立柱建物群に付設する井戸から、七世紀前半と考えられる次のような呪符木簡が出土している〔圖3〕。

- ・ (符呪) 〔文田〕 募之乎 道意白加之
- ・ 各家客等之

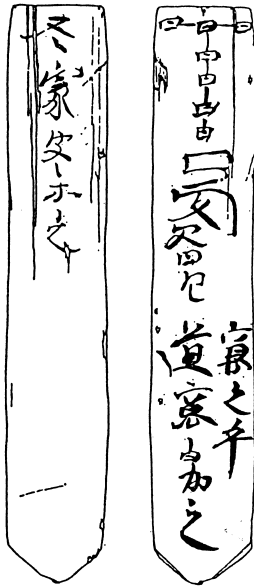


圖 3

木簡上部の、「日」字をT字形に結び、「口」と「安」を崩したような字形の部分までが符呪とみられる。他の文字も判讀し難いものが多いが、人名と考えられる「白加」は、『日本書紀』崇峻元年(五八八)是歳條に、百濟から佛舍利が獻上された際、派遣された多くの人々の中の「畫工、白加」と同一であることや、「募之乎」の「之」のような置字が用いられていること、また遺跡に近接して、渡來系氏族の田邊氏の氏寺跡(田邊廢寺)があり、攝津國百濟郡に屬していたことなどから、百濟系の渡來人によって用いられた可能性もある。

○奈良縣橿原市・藤原京右京五條四坊

古代の幹道である下ツ道の東面に位置し、藤原京五條條間小路と下ツ道とが交差する地點の、下ツ道東側溝から出土した七世紀後期の木簡三七點の中に、次の二點が含まれていた。

- ・ (符呪) 今戌日死人 (第六號)
- ・ (符呪) 鬼急々如律令 (第一一號)



圖 4

前者の第六號木簡は厚みがあり、頭部は圭頭状ではなく、刀子でやや斜めに整形し、下端部も尖らせていない〔圖4〕。裏面は樹皮を剥いだままの状態で、表の上端部中央と「今」字の下に薄く朱が施されている。

後者の第一一號木簡は、上端部がやや圭頭状に整形され、遺構面に突き刺った状態で検出された。符呪は「日」字を四字三行に書き、その下に「戸」「鬼」と續け、「日」を横に三字、さらに鬼が書かれている。「急々如律令」は、律令に規定されている事項を、詔書で行下する場合に、末尾を「如律令」と結ぶ漢代の法制用語を、後漢末頃から、道士が「呪の威力を速やかに傳えよ」という意味の呪言として轉用したものである。⁽¹³⁾

伴出遺物には、人形、齋串、馬形、鳥形などの木製祭祀具や、祭祀用土器、金屬製人形その他が多數見られ、臨時の大祓や道饗祭のような祭祀との關連が推測されている。⁽¹⁴⁾

○藤原京・本藥師寺西南隅

本藥師寺金堂跡の西南約百メートルの水田で、寺域の西南隅に比定され、藤原京の八條大路と西三坊大路が交差する位置にあたる。

八條大路の北側溝から出土した、七世紀代に屬する三點の

日本古代の呪符木簡、墨書土器と疑偽經典(増尾)

木簡の内、一點に「日」字を線で組合せたような符呪が墨書されていたが、損傷が大きく、判讀は困難である〔圖5〕。⁽¹⁵⁾



図5

○埼玉縣行田市・小敷田遺跡

荒川扇状地の東側氾濫原の自然堤防地域に形成された、彌生時代中期から平安初期にかけての複合遺跡で、掘立柱建物群付近の二つの土壙から出土した、七世紀末〜八世紀初期の木簡十點の中に、次の一點がある〔圖6〕。⁽¹⁶⁾

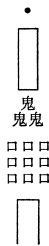


図6

左半分を飲損しており、判讀し難いが、中央部には「鬼」字が三字、その下に「口」字を三字ずつ三列並べたもののように、後述の秋田城跡出土の呪符との類似が指摘されている。また、反対面には「直上疊廿五絞薦八五薦二枚合百廿枚」とあって、疊や薦の枚数を記すことから、最初にこれら

の物品の收納が貢進に用いられた後、呪符として二次利用されたことも考えられる。

次に八世紀中期から九世紀にかけての出土例をみたい。

○静岡縣濱松市・伊場遺跡

繩文中期から鎌倉初期に及ぶ複合遺跡で、奈良〜平安時代を通じて機能したらしい大溝から多數の木簡が検出されており、呪符木簡は二點とも、大溝の奈良時代包含層(第V層)から出土している。

・若倭部小刀自女病有依

(六一號)



図7

・百性呪符百々性宜受不解和西性□□令疾三神室□□
宣天皇直符佐□當不佐□急々如律令

(龍の繪) 弓龍神 急々如律令
人山龍

・戌 蛇子ロロロ 急々如律令
戌 弓ヨヨヨ弓

(三九號)

六一號木簡(圖7)の「若倭部」は、一一九名を記載する天平一二年(七四〇)の「遠江國濱名郡輸租帳」⁽¹⁹⁾には一人も

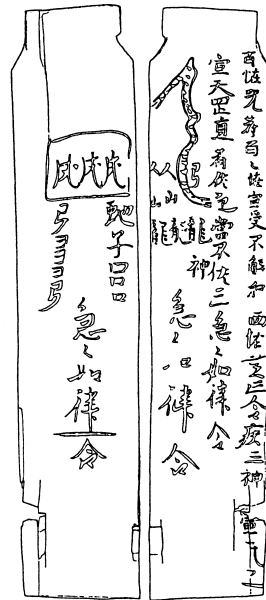


図8

みえないが、伊場木簡では斷簡も加えると二四例を數える。

三九號木簡(圖8)は、△百性呪符▽として著名なもので⁽²⁰⁾「百性」「戌」「急々如律令」が書かれた例は、後述のようにに宮城縣多賀城跡出土の呪符にも一例ある。

○石川縣金澤市・戸水大西遺跡

金澤市街西方の大野川と犀川に挟まれた低微高地に位置する、八世紀後半から九世紀にかけての官衙遺跡とみられ、掘立柱建物四〇棟、井戸八基を數える他、墨書土器も約三〇〇點にのぼる。九點出土した木簡の内、呪符は次の一點である(圖9)。



図9

・(符呪) 急々如律令

符呪の部分は判讀しにくいのが、冒頭に大きく書かれているのは、「尸」「口」「鬼」の組み合わせか。上部は圭頭で、下部は折損しているが、長さ五〇センチを越えると推定される大型の木簡である。⁽²¹⁾

○東京都八王子市・多摩ニュータウン遺跡群

多摩丘陵北西部の、多摩川支流の大栗川と太田川の合流地点に張り出した河岸段丘上に位置する。多摩川対岸には武蔵國府があり、周辺には古墳時代から平安時代にかけての遺跡が集中する地域である。

木簡は四點で、奈良時代後期から平安初期の集落に付随する水利施設(水場跡)から、二〇〇點餘りの木製品、須恵器とともに出土した。

呪符は兩端を欽損しており、墨書も不鮮明だが、下部の三箇所に鳥の繪が描かれ、兩面に文字が認められる。⁽²²⁾ 上部の符呪は、「日」「月」字を組み合わせたものだろうか〔圖10〕。



図10

日本古代の呪符木簡、墨書土器と疑偽經典(増尾)

○石川縣松任市・横江莊遺跡

手取川扇狀地の北部扇端付近に位置する横江莊家跡近邊の傾斜地から、約二〇〇點の加工木片などと一緒に出土した。木製品の中には人形や刀形も數點含まれている。

横江莊は、桓武皇女で平城皇妃の朝倉内親王が、伊勢齋宮を辭した後の延暦一七年(七九八)頃に、前齋宮賜田として成立したと推定され、弘仁九年(八一八)には、遺言により東大寺に寄進された。⁽²³⁾

呪符木簡は、伴出土師器の年代から九世紀初頭のものともられ、表裏に符呪が書かれている〔圖11〕。

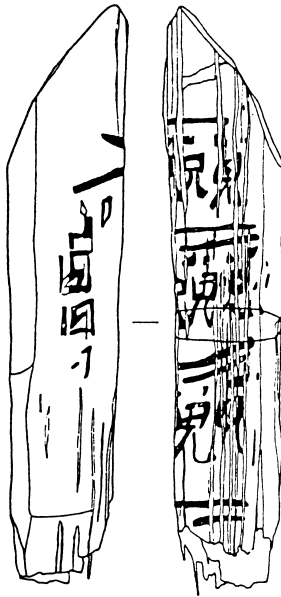


図11

○秋田市・秋田城跡

秋田城の東外郭線の外に位置する沼澤の西岸付近から、齋

串や人形その他さまざまな木製品や、人面墨書土器五點を含む多數の墨書土器とともに出土した、平安中期の木簡六點の内の一つである。

□ □ □ □ □ □ 加 (符呪) □ □ 離 嶋如使人

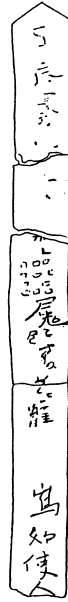


図12

秋田城の外郭東門の推定地に近く、祭祀関係の遺物がまともって出土したことから、古代出羽國における呪的祭儀との關連が推測される。符呪は「口字」を横に三つ、縦に四列連ね、その下に「尸」「鬼」を配したものである〔圖12〕。

○宮城縣・多賀城跡

多賀城南邊築地西半部の南に鄰接した一畫の、砂押川左岸の低地から發掘された。伴出土器の年代から、一一世紀のものとして推定される。

・ □ □ 百恠平安符未申立符

・ 平成 奉如實急々如律令

伊場遺跡の△百恠呪符▽と同様に「百恠」の句が含まれ、その上には「尸」「鬼」が配されていたか。「未申」の方角に立てるといふ通り、出土地は多賀城跡の西南(未申)の方角

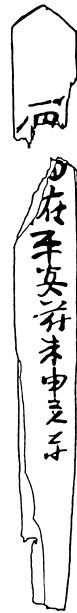


図13

にあたることから、道饗祭、四角四堺祭のような祭祀において用いられたものかも知れない〔圖13〕。

これらに續く平安後期、一二世紀前後に書かれた呪符木簡は、

兵庫縣出石町・袴座遺跡⁽²⁶⁾

京都市伏見區・鳥羽離宮遺跡⁽²⁷⁾

滋賀縣大津市・東光寺遺跡⁽²⁸⁾

神戸市東灘區・森北町遺跡⁽²⁹⁾

長野縣長野市・石川條里遺跡⁽³⁰⁾

福岡縣豐津町・豊前國府跡⁽³¹⁾

岩手縣平泉町・柳之御所跡⁽³²⁾

山形縣八幡町・堂の前遺跡⁽³³⁾

から出土している。

また、奈良縣大和郡山市の平城京右京八條一坊十一坪にあ

日本古代の呪符木簡、墨書土器と疑偽經典（増尾）

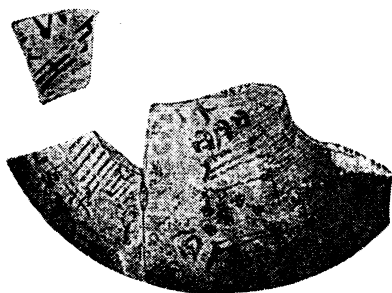
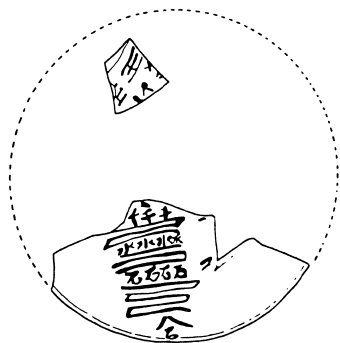
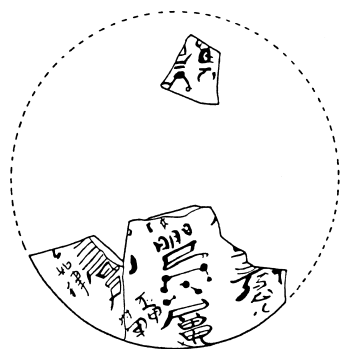


図14

たる區域の井戸から出土した土師器には、蓋の内外面に〔圖14〕のような符呪が墨書されていた。

この地區では中世に大規模な土取りが行なわれたため、遺構の大半が損壞していたが、小規模な掘立柱の建物に付設された井戸からは、漆の詰った須恵器甕や曲物容器、漆をのぼすのに用いた土師皿などが出土し、坪の東邊を流れる西一坊坊間大路の西側溝からも、平城京の廢絶に際して投棄されたとみられる漆容器が大量に出土しているので、この建物は漆器工房であつた可能性もある。

大路の西側溝は、道路側溝としては破格の規模で、遺跡の西約四〇メートルの位置に平城京西市があつたことから、東堀河と同様に、市から平城宮内に諸物資を運搬する運河として機能したことが推定されている。この側溝からは、人形をはじめとする木製品や、人面墨書土器、竈型、鏡や鈴などの祭祀關係遺物が大量に出土しており、平城京における祓所の一つでもあつたようだ。⁽³³⁾

このような呪符木簡や墨書土器の符呪に關する文献史料として、和田萃氏は『抱朴子』一七、登涉篇の八入山符▽と呼ばれる護身符と、『道藏』所收の神符類の中から、洞眞部の『太上老君混元三部符』三卷⁽³⁵⁾に注目し、後者には二四〇點餘

りの八百恠符▽が載ることや、呪句「急急如律令」が隨處に用いられていることなどを指摘し、中國道教における呪符の系譜に連なるものと位置付けた。⁽³⁶⁾

四世紀初期に葛洪が撰述した『抱朴子』は、天平五年（七三三）に晩年の山上憶良がまとめた「沈痾自哀文」（『萬葉集』卷五）に引用されており、奈良時代前期までには日本に請來されたことが確實だが、⁽³⁷⁾道教經典の傳來については、ほとんど記録が残らず、不明な點が多い。藤原佐世撰『日本國見在書目錄』によれば、九世紀末期頃までに舶載された道經としては、『老子』關係の注疏類二五種、『莊子』、『列子』とその注疏類を別にすると、『本際經』『靈寶經』など十種類ほどにすぎず、⁽³⁸⁾同書、五行家の冒頭に呪禁符印關係書として載る、

三甲神符經 一卷

が、あるいは『道藏』所收の神符類と何らかの關連をもつかも知れない。

また、前述の平城京右京八條一坊十一坪の發掘調査にあつた鬼頭清明氏は、その報告書の中で、符呪を墨書した土師器と同時代の關連史料として、敦煌寫本、スタイン本（以下、Sと畧記）五七七五號と、ペリオ本（以下、Pと畧記）

二一五三號に言及している。⁽³⁹⁾

S五七七五號は、松本榮一『燉煌畫の研究』圖像篇にも、
△呪符圖卷▽という假題で紹介されているように、⁽⁴⁰⁾表裏に人
面や虎豹を交えた符呪が二〇種類ほど記され、呪言や符の用
い方なども並記した斷簡である。

P二一五三號も首部を缺くが、後半に一七種類の符印を擧
げて、それぞれに説明を付す。符印には「世尊」「觀世音」
「三昧」「釋迦牟尼」などの佛教語が散見し、王重民編『敦煌遺
書總目索引』は「殘佛書」としたが、⁽⁴¹⁾黄永武主編『敦煌遺
書最新目錄』では、『觀世音菩薩如意輪陀羅尼』とする。⁽⁴²⁾こ
の寫本の末尾には別行法があり、その最後に附載された「七
千佛名神符」については後述する。

次いで東野治之氏は、日本古代の呪符の源流の一例とし
て、スタインが敦煌から請來した呪符木簡⁽⁴³⁾に言及した後、松
本、鬼頭兩氏が言及した以外の關連史料として、P二七二三
號、同三三五八號と、『醫心方』所引の『產經』、『黃帝蝦蟇
經』に載る符呪などを紹介した。⁽⁴⁴⁾

この内、P二七二三號については、王重民氏が「殘佛經
(有符)」としたのに基⁽⁴⁵⁾づいてか、本文中では「佚名書」と
し、圖版の説明では「道書殘卷」とするが、これは、後述す

日本古代の呪符木簡、墨書土器と疑偽經典(増尾)

るようにP二一五三號末尾の「七千佛名神符」と同様、『佛
說七千佛神符經』もしくは『佛說益算經』と題する疑偽經典
の斷簡である。⁽⁴⁶⁾

また、P三三五八號は『護宅神曆卷』と題され、諸種の符
呪を書き連ねたものであるが、東野氏も指摘されたように、
前述のS五七七五號と同一の符呪がいくつか散見するので、
同類のものと思われる。

『醫心方』所引の『產經』は、『隋書經籍志』五行ならび
に、『日本國見在書目錄』醫方家に著録され、⁽⁴⁷⁾『黃帝蝦蟇經』
は、正倉院文書や『日本國見在書目錄』には見えないが、
『隋書經籍志』醫方に、『黃帝明堂蝦蟇忌』と『明堂蝦蟇圖』
が載り、『開元釋教錄』卷一八には『蝦蟇經青瓜品』一卷も
著録されているから、⁽⁴⁸⁾奈良時代には傳來していた可能性もあ
るだろう。だが、主に典藥寮の醫家たちが用いたこれらの醫
方書所收の符には、「呑之。」と注記されているものが多く、
木簡ではなく紙片に朱書したと考えられるので、各地の遺跡
から出土する呪符木簡の典據としては、やはりP二一五三號
のような道教的な經典類を想定する方が良いと思われる。

二、敦煌本『佛說七千佛神符經』『佛說益算經』 とその傳來

第一節で言及したように、P二二五三號の末尾に附載の「七千佛名神符」と同じ符呪は、P二七二三號にも見える。〔圖15・16〕これは首部を飲み、尾題も無いが、次の三本も同一經典の寫本である。

(1) S二七〇八號、卷首飲、尾題『佛說七千佛神符經』。〔圖17〕

(2) P三〇二二號、卷尾一部飲、首題『佛說七千佛神符經』。〔圖18〕

(3) P二五五八號、卷首一部飲、尾題『佛說七千佛神符益算經』一卷。〔圖19〕

(1)は矢吹慶輝氏によって『鳴沙餘韻』に影印版が收録され、『大正藏』第八五卷、一四四六頁に翻刻されているが、⁽⁴⁹⁾卷首の飲失部、約一〇行分餘りは、(2)によって復原することができ。〔圖18・19〕

(3)は經名が(1)(2)とはやや異なるうえ、續けて『佛說益算經』と題する一本が連寫されている。この『佛說益算經』は、末尾の一七種の符呪を飲くだけで、本文は『佛說七千佛神符

經』と同一であって、末尾に八神符Vを付さないものが『佛說益算經』とよばれたと考えられる。〔圖19〕

この經典の經錄上における初見は、則天武后の天册萬歲元年(六九五)に、明佺らが撰集した『大周刊定衆經目錄』である。卷一五の疑經目錄に著録する計二三八部四一九卷の中に、

佛說益算經 一卷

佛說七佛神符經 一卷

佛說益算神符經 一卷

の三部を擧げているが、開元一八年(七三〇)に智昇が撰録した『開元釋教錄』卷一八の疑妄亂眞錄では、三九二部一〇五五卷にのぼる疑偽經典を列擧し、「益算經 一卷」については、

亦云、七佛神符經。亦云、⁽⁵⁰⁾盜算神符經。大周爲錄、分爲三經者誤也。

と注記しているように、⁽⁵¹⁾『大周錄』の三經は、同一經典と見做してよいだろう。

兩目錄とも『七佛神符經』と記すが、敦煌寫本によれば『七千佛神符經』であり、これが『益算經』と同本であることは、P二五五八號によっても明らかである。

日本古代の呪符木簡、墨書土器と疑偽經典（増尾）

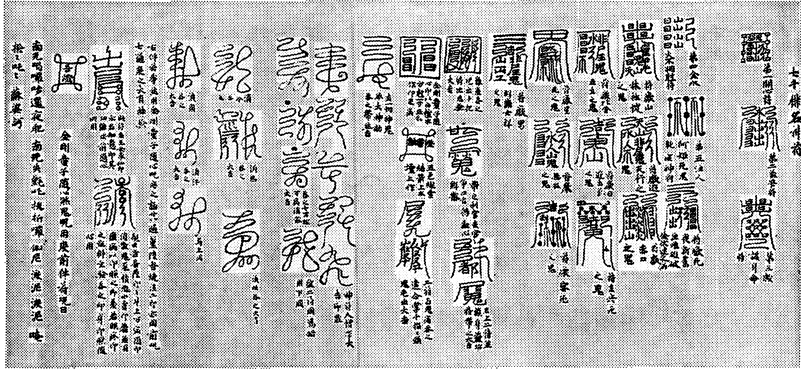


図15 P 2153號卷尾（東洋文庫藏版，以下同）



図16 P 2723號卷尾



図17 S 2708號首部、卷尾

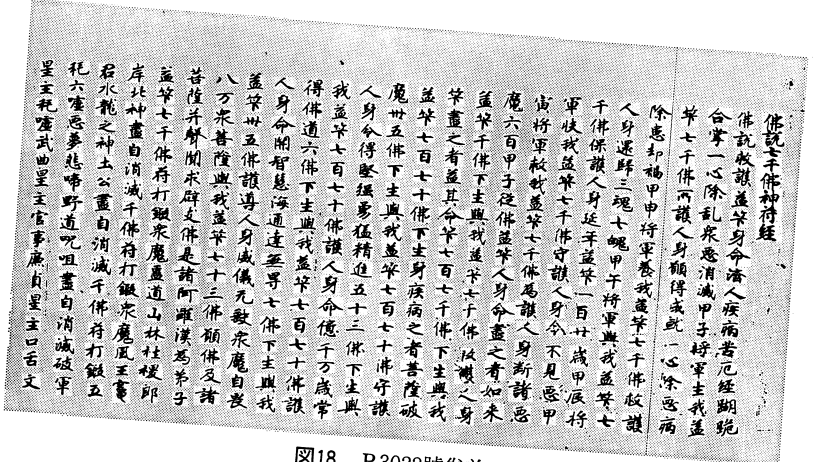


図18 P 3022號卷首

この經典は、『大周錄』以前の『靜養錄』や『大唐內典錄』などにはみえないので、七世紀後期頃に成立したものと思われるが、程なく日本にも請來されたようである。

正倉院文書に残る寫經關係の記録によれば、天平二〇年（七四八）八月四日の「經律奉請帳」に、

益算經 一卷

とあり、寶龜五年（七七四）一〇月一七日に類收の「雜經目錄」に、

益算經 一經壽延經

とある他、天平一〇年（七三八）の「經卷納櫃帳」にみえる、⁽⁵⁴⁾

神符經 一卷 經紙、紫表、綺緒、朱軸、金銀交字

ならびに、天平勝寶三年（七五一）八月三日に造東大寺司から出された「借奉請經疏目錄」に、

佛說神符經 一卷 紺紙金銀字赤紫綾表黑綠綾裏綺帶 一

とあるのも、同様に考えてよいだろう。

この『神符經』には、贅を盡した装潢が施され、殊に珍重された様子が窺える。

『壽延經』と連寫されたものもあるように、この經典の主旨は、多數の佛神とその神符による延年益壽を説く點にある。

經文は、「佛說救護益算身命濟人疾病苦厄經、踰跪合掌、一心除亂、衆惡消滅。」と始まるが、冒頭の經名から「益算」を除いた、傍點の部分は、『救護身命經』のことである。

『護身經』ともいうこの經典は、七佛と二五菩薩の功德による、惡魔や蠱道からの救濟を説くもので、六朝末期頃の成立と考えられ、敦煌をはじめ、朝鮮や日本にも廣く流布した。⁽⁵⁷⁾

冒頭の章句は、ほぼ同時期に『救疾經』や『呪魅（媚）經』その他、類似の疑偽經典が相次いで成立するなかで、『救護身命經』とも關連しながら、この經典が撰述されたことを示唆する。

續いて「甲子將軍、生我益算。七千佛所護人身、願得成就、一心除惡病。」とあるが、以下、傍線①の「將軍」の干支は六甲とし、②の功德の内容も、「甲戌―體中除惡、却禍。」「甲申―還歸三魂七魄。」「甲午―延年益算、年一百二十歲。」「甲辰―令不見惡。」「甲寅―斷諸惡魔。」というように相關させながら叙述してゆく。

次に「七百七十佛」による諸功德が、同様の形式で述べられ、「七千佛符打鍛、衆魔蠱道、山林社稷、郎岸北神、盡自消滅。」以下では、「七千佛」が打鍛する衆邪を列記する。

さらに「破軍星」以下の北斗七星による消災延命について

記し、呪言「急々如律令」を唱えた後、「第一、心開符」から「第五、注生人阿姪死鬼耗嘘神符」までの五種の符名を挙げ、「所生之注、一切惡物、見符散滅、急々如律令。」と結ぶ。ここまでは前段である。

「將軍在子」以下の後段では、前段とほぼ同様の文言によつて、「七千佛符」を身に佩帶して祈願することで、諸災厄の攘去と延年益壽がもたらされることを繰り返し強調し、最後に「第一、心開符」以下、一六種類の符呪を記す。

前章に例示した符呪の中でも、とくに〔圖14〕の平城京八條一坊十一坪出土の墨書土器の場合は、「日」「月」「戸」「鬼」「千」「水」などを組み合わせた符呪の他、北斗七星の圖形や、

□申
△申
□將軍

あるいは「急々如律令」などの文字も記されており、この經文の内容にかなり近い要素が看取される。

三、『太上老君說長生益算妙經』との關係

次に問題となるのは、道教經典との關連である。經名と神符を主な手がかりにして『道藏』にあたったところ、ほぼその原據になったと考えられる道經を見出すことができた。洞

日本古代の呪符木簡、墨書土器と疑偽經典(増尾)

神部本文類所收の『太上老君說長生益算妙經』一卷がそれである。⁵⁹⁾

兩經を比較すると、後掲の對照表上段『太上老君說長生益算妙經』の傍線部が、『七千佛神符經』に對應する箇所であるが、「萬二千道」「太上神符」「六甲神符」などの呼稱を、佛教的な「七千佛」「七千佛符」に置き換えただけで、ほぼ全文が『太上老君說長生益算妙經』からの抜粹によつて構成されていることは明らかだろう。ただ、末尾の神符は、名稱が同一のものや若干異なるもの、全く別のものもあるが、符形は全て異っている。

『道藏』には、もう一種、内容と經名の類似する『太上老君說益算神符妙經』も載るが、これは主に北斗七星符による消災延命を説く。

『抱朴子』十九、遐覽篇に列擧された多數の道經の中には、『厭禍經』『收山鬼老魅治邪精經』『斷虎狼禁山林記』『召百里蟲蛇記』等とともに、

『立功益算經』一卷

があり、續く諸符の中にも、「延命神符」「消災符」「治百病符」「厭怪符」などの他、「六甲通靈符」十卷

△對照表並びに校異▽

『太上老君說長生益算妙經』

(道藏洞神部三四三册)

太上老君昔在禪黎國土碧落天中見有男女抱病困厄壽不以理便當天化算未應全太上老君以他心智洞究玄妙垂顏顧視即召十方天官五嶽真君長生司命侍從左右同會七寶琉璃之座諸天宮主算六甲符圖天神地祇無軟數衆俱來稽首長跪作禮端簡恭肅受命教誨

道言下界之人信道者穉不知求生爲惡日積其來以久不識真君致招業禍恒嬰六疾太上哀念兆庶即命東極長生真君以召六甲主算神人各有無量騎乘遊行國界持經教誨命受天人示其愚蒙賜其符籙佩服身中轉經益算齊戒爲常冀續年命免脫諸難若有至心男女受持供養燒香灑掃情無厭倦晝夜翹勤尊敬三寶大慈廣濟救護危厄苦毒蒙原除魔消患滅惡澄清甲子將軍王文鄉從官一百三十九人生我益算萬二千道所護人身得蒙成就眞神鎮心除其惡疾甲戌將軍展子江從官一百三十五人生我益算萬二千道所護人身體中除患却禍甲申將軍扈文長從官一百三十一人養我益算萬

『佛說七千佛神符經』

(大正藏八五卷ⅡS二七〇八號)

佛說救護益竿身命濟人疾病苦厄經、踟跪合掌、一心除亂、衆惡消滅。甲子將軍、生我益竿。七千佛所護人身。願得成就、一心除惡病。甲戌將軍、生我益竿、七千佛所護人身、體中除患却禍。甲申將軍、義我益竿。七千佛救護人身、還歸三魂七魄。甲午將軍、與我益

〔校異〕

- A Ⅱ P 三〇二二號
- B Ⅱ P 二五五八號
- C Ⅱ P 二七二三號
- D Ⅱ P 二五五八號 (『佛說益算經』)

☆底本 (S二七〇八號) Ⅱ一行目〜六行目までと、七行目〜十一行目の上部缺佚。

- (1) 戊 Ⅱ B子、D 戊
- (2) 義 Ⅱ B、D 義

二千道救護人身還魂復魄甲午將軍衛上卿從官
 一百三十九人與我益算萬二千道保護人身一百
 二十歲之期甲辰將軍孟非卿從官一百三十五人
 扶我益算萬二千道守護人身不令見惡甲寅將軍
 明文章從官一百三十一人救我益算萬二千道衛
 護人身斷諸惡魔六十甲子三元道泰君萬生益算
 君若有命盡者大聖之恩能益其壽萬道下生與我
 增算道能覆愛道能救護道能生成道能育養若人
 算盡者是道能益一萬二千九百九十九算與道齊
 堅天地合德萬物滋榮其道能生真君下世與我長
 生益我壽算稟氣長存一萬二千七百種道下生護
 人若疾病之者韓君丈人明醫玉女直符小吏四萬
 八千人俱來救治若有魔邪妖魅侵姪者大慈耀明
 等三千五百真人俱時破魔剪罰殃碎百禍崩消道
 化無窮與我益算三千道守護人身命得堅強勇猛
 精進五百諸仙下生與我益算萬道護人身命九億
 萬歲常得正道敷生大聖興隆益我年算我壽自然
 百千萬道常護人身開智慧門通達無礙萬道下生
 爲我益算三萬五千道保護人身威儀備足衆魔摧
 闕九千萬衆真人神童與我益算乘三千聖道教我
 所願爾時

日本古代の呪符木簡、墨書土器と疑偽經典(増尾)

竿、七千佛保護人身延年益算。年一百二十
 歲。甲辰將軍扶我益算。七千佛守護人身。令不
 見惡甲寅將軍救我益算。七千佛爲護人身斷諸
 惡魔六十甲子。從佛益算人身命盡之者。〔如來益
 算〕⁽⁴⁾千佛下生與我益算。七千佛救護人身命盡之
 者。益其食算⁽⁵⁾七百七十佛下生。與我益算。七
 百七十佛下生身。⁽⁷⁾疾病之者菩薩破魔。

- (3) 千 || B ナン
- (4) 千佛下生與我益算 || B ナン
- (5) 食 || A B D 命 (6) 十 || A 千
- (7) 身 || D 護人身

三十五佛下生。與我益算。七百七十佛守護人
 身。令得堅強勇猛精神五十三佛下生。與我益
 算。七百七十護人身命億千萬歲常得佛道。⁽⁸⁾六
 佛下生。與我益算。七百七十佛護人身命。⁽¹⁰⁾
〔1〕開智慧憑通達無礙。⁽¹²⁾七佛下生與我益算。三十
〔13〕五佛護導人身。威儀無缺。衆魔自畏。八萬衆
 菩薩與我益算。七十三佛願佛及諸菩薩並

- (8) 十 || A B D 十佛 (9) 得 || D 得佛
- (10) 益 || B D ナン
- (11) 憑 || A B D 海 (12) 礙 || A B 尋
- (13) 七佛 || D 闡 (14) 導 || B D 道
- (15) 願 || D 救我願

太上老君及諸真人仙道文始先生德然等同趣眞宗普爲益算衛護我身萬二千道神符打鍛衆魔蠱毒山林社稷倚託形聲假稱神勢盡令收滅

太上神符打鍛衆魔風王龍君殘殂水龍之神土公害氣威使銷亡六甲神符打鍛六耗惡夢歌吟

野道呪詛魘魅魍魎血氣之鬼盡令除蕩此經尊妙威力難稱衆經之王降魔滅僞最爲第一勤修至理德流一乘大福普市慎勿輕宣行之如法祕而奉焉

心當存念道不虛言能依命者諸惡莫干毀削罪錄解散怨讎身康宅寧萬災絕源貪狼星主惡氣巨門

星主君屍祿存星主百鬼文曲星主口舌廉貞星主惡夢武曲星主官事破軍星主魘耗左輔斗星主人命筭右弼斗星主鬼神三臺星護人身命

第一惡星第二良星第三辟星第四熒惑星第五危星銷災度難辟除天下疫氣疾病奸非妒妬妨亂之

鬼速去千萬里之外急急如太上老君律令

第一開心符第二益算符第三護身命符第四金木水火土不相剋符第五主人阿姪死鬼虛耗神符

所生之法一切惡物見符當自散滅急急如律令

六甲將軍在上元甲子正月一日

聲聞求辟支佛。是諸阿羅漢爲弟子益算。七千佛符打鍛衆魔蠱道山林社稷岸北神盡自消滅。七佛符打鍛衆魔風王龍君水龍之神土公盡自消滅。千佛符打鍛五耗六噓惡夢悲啼野道呪咀盡自消滅。

- (18) 主 || B C D || 注(以下同ジ)
- (19) 尸 || D 屍 (20) 狼 || A 郎 (21) 主 || B 亡
- (22) 在 || A B D 左 (23) 注 || A 主
- (24) 在 || A B D 右 (25) 注 || A 主
- (26) 台 || B 胎 (27) 消災受 || A B D || 消災度
- B || 過災度 (28) 疾病 || A ナシ
- (29) 姦 || B C D 姦 (30) 訪 || B 妨、C 如
- (31) 亂 || B 之、C D 亂之 (32) 萬 || C ナシ、D 里万 (33) 心開 || B C D 開心
- (34) 刻 || B C D 剋 (35) 死鬼 || C 死鬼耗噓神符 || 散滅マデナシ。
- (36) 白 || B C D 曰

赤石城崖舍之中折石爲信奉道之民若有壽終筭
盡年衰月厄當自沐浴燒香齊戒存心聞我

太上神符保護萬姓百年無闕若歲月日時哀忌當

佩神符無有衰厄大道眞符授與其人過災度厄增

年益壽受符之後壽命延長九億萬道符護身命願

壽登一百二十歲籌得備足三官丹田眞氣充滿身

有光明諸仙生我諸經載我日月照我玉光映我陰

陽長我四時養我五芝蔭我五雲蓋我五眞護我六

甲生我五帝助我五音樂我五兵翼我星辰覆我眞

聖術我仙人扶我玉女侍我青龍引我白虎俠我公

侯吏人愛我百姓敬我萬民營我長者順我鄉里欽

我弓箭刀兵盜賊離我虎狼蛇蟲獸避我五毒蠱

道避我弟子佩符之後天開四通百鬼伏從墮水不

溺履火不燒出入吉慶不逢禍殃四海五嶽將軍所

護天道備衛萬法俱宜

太上神經賢聖衛我良藥餉我洞究吉凶神符護我

百鬼避我仙道念我天門通我地戶閉我清泉飲我

神人達我風伯送我雨師除道當吾符者死背吾符

者亡符狀始妬耗害田蠶之鬼符狀死喪新舊哭泣

雌雄破殃復連之鬼符狀山林社稷四君殘殂之鬼

符狀遊光精魅百怪之鬼符狀赤舌呪詛盟誓之鬼

千佛神符保請百年。若月衰日衰。若歲衰時
衰。日忌當佩符之後無有衰忌千佛符狀令其人

過災度難延年益算。受符以後壽命延長。七千

佛神符請命。願受一百二十歲。得算備足符。

生之身。佩符之後。諸佛生我。諸經載我。光

明照我。陰陽長我。四時養我。五大將我。五

雲蓋我。菩薩護我。六百甲子覆我。五帝助

我。五音樂我。五兵衛我。星辰格我。五絲依

我。五香薰我。金床臥我。錦被覆我。仙人扶

我。玉女侍我。青龍引我。白虎狹我。守公候

使人受我。五姓敬我。萬姓榮我。長者順我。

鄉里媚我。弓箭刀兵盜賊離我。虎狼蛇蟲避

我。五毒蠱道避我之身。佩符之後天開四通。

百鬼不從。墮水不沒。刀兵不傷。出入吉良。

不逢禍殃。四方五岳將軍所護。無道備具。

保宜在前。賢懷敬我。良藥與我。神符護我。

百鬼避我。百神愛我。天門開我。地戶出我。

涼泉飲我。風霜雨師除道。當符前者死。逆符

者亡。符厭死喪新舊注雌雄破殃伏連之鬼。符

厭山林社稷之鬼。符厭遊天之鬼。符厭赤舌之

鬼。符厭比舍五土注之鬼。符厭日遊土氣之

(37) 請 || A C D 護

(38) 佛 || C ナシ (39) 厭 || A 魔

(40) 長 || A 身

(41) 神 || B C D ナシ (42) 請 || B C D 護

(43) 命 || A ナシ (44) 受 || B C D 壽

(45) 佩 || D ナシ (46) 大 || A B C D 天

(47) 薰 || A 勲 (48) 床 || B D 林

(49) 扶 || A 扠 (50) 玉 || B D 王 (51) 狹 || A

B D 俠 (52) 使 || A B C 吏、D 史

(53) 受 || D 愛 (54) 五 || B C D 百

(55) 蛇 || B 虜、C 龜、竈

(56) 水 || B 木 (57) 傷 || C 侵

(58) 無 || A B C D 天

(59) 符厭 || C 符厭、符厭兵死獄死之鬼マデナ

シ。(60) 注 || D 災住

(61) 山 || B 上 (62) 之 || D 呪咀之

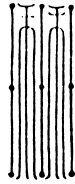
符厭比舍超屋動土戸疰之鬼符厭日遊土氣禁忌之鬼符厭腥血傷亡客死之鬼符厭兵死獄死之鬼符厭男女殃殍之鬼符厭無辜枉殺人之鬼弟子令受

大道神符行流動靜四道開通寢不惡夢善瑞日臻所求所願皆得遂心千道萬法正眞之威如符所勅急急如
太上道君律令

第一開心符



第四金木水火土不相刻符



第二益算符



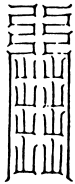
第五主人阿姪死鬼耗神符



第三護身命符



符厭遊光之鬼



鬼。符厭星死之鬼。符厭客死之鬼。符厭兵死獄死之鬼。(63)弟子佩千佛符之後。四出行來。千道無窮。萬道無難。臥不惡夢。所求當得。所願從心。千佛法正如符。所救急急如律令。

(63) 鬼ノ後ニ、次ノ句ガ入ル
A || □□□□□□ 祥之鬼符魔無孤之鬼
B D || 符厭男祥女祥之鬼符厭无孤 (D || 古手) 之鬼

(64) 第一心開符



(64) 第一心開符以下ノ符 || D ナシ

第二益算符



(65) 算 || C ナシ

第三救護身命符



(66) 水 || B C 水火 (67) 刻 || B 剋

第四金木水火土不相刻符



第五注生人阿姪死鬼耗虛神符



符厭死喪新舊注雌雄破伏連之鬼三世



(68) 注 || C ナシ (69) 伏 || A 殃、B C 殃伏
(70) 之鬼三世 || A 符、C 之鬼

符厭山林之鬼



符厭五土之鬼



符厭遊止土氣之鬼



符厭赤舌之鬼



符厭客死之鬼



符厭雌雄之鬼



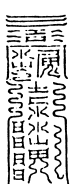
符厭獄死之鬼



符厭歷死之鬼



符厭無辜之鬼



(71) 符厭 〓 B C 山林社稷之鬼〔符呪〕ガ入ル
 (73) 天之 〓 C 月遊 (73) 鬼 〓 B 祥鬼

符厭遊天之之鬼
 符厭赤舌之鬼

(74) 符厭比舍五土之鬼
 〓 〓 〓 〓 〓

(75) 符厭日遊土氣之鬼
 〓 〓 〓 〓 〓

符厭星死之鬼
 〓 〓 〓 〓 〓

符厭客死之鬼
 〓 〓 〓 〓 〓

符厭兵死獄死之之鬼
 〓 〓 〓 〓 〓

(76) 符厭界祥女祥之鬼
 〓 〓 〓 〓 〓

(77) 符厭無辜之鬼
 〓 〓 〓 〓 〓

(71) 符厭 〓 B C 山林社稷之鬼〔符呪〕ガ入ル
 (72) 天之 〓 C 月遊 (73) 鬼 〓 B 祥鬼

(74) 土 〓 A 注土、B 土注

(75) 土氣 〓 C ナシ

(76) 界 〓 B 男

(77) 辜 〓 B 孤

も見える。

『太上老君說長生益算妙經』は、おそらくこうした『立功益算經』や「六甲通靈符」などの系譜を引くものと思われるが、それを佛教側が攝取し、若干の改變を加えたものが、『佛說七千佛神符經』もしくは『佛說益算經』に他ならないのである。

後語

日本に請來されたことが確實な道教經典の数はさほど多くはないが、今回取り上げた『佛說七千佛神符經』もしくは『佛說益算經』のような、中國撰述の道教的な疑偽經典は多數傳來し、書寫や讀誦が廣く行なわれた。

近年、出土例がふえつつある呪符木簡や墨書土器は、そうした疑偽經典類を通じての道教思想の受容を、具體的に物語るものといえよう。

ちなみに、朝鮮で流布した『佛說廣本太歲經』には、諸種の疑偽經典が収載されているが、その中の『度厄經』は、經題は『太上靈寶天尊說禳災度厄經』に據りながら、經文は、この『佛說益算經』をさらに節畧したものと考えられる。⁽⁶²⁾

とくに道佛二教が統制された李朝時代の朝鮮においても、

こうした道教的な疑偽經典が、寺院のほか、經巫などと呼ばれる民間の宗教者たちによって傳承されてきた問題と併せ考える必要があるだろう。⁽⁶³⁾

註

- (1) 關係文獻については、和田萃「呪符木簡の系譜」(『木簡研究』四號 一九八二年)、『日本古代の儀禮と祭祀・信仰』中巻、塙書房 一九九五年)、拙稿「八天罡」(『呪符の成立』(『陰陽道叢書』四、名著出版 一九九三年、佐野賢治編『星の信仰』 溪水社 一九九四年) ならびに、坂出祥伸「道教の呪符について」(關西大學「文學論集」四二卷三號 一九九三年) 参照。

(2) 一九九五年一月で第一七號を數える。

(3) 近年までの成果と主要文獻については、「季刊考古學」一八號、特集「考古學と出土文字」(雄山閣 一九八七年)、「古代文化」四一巻一二號、特集「日本古代の文字資料」(古代學協會 一九八九年)、「月刊文化財」三六二號、特集「墨書土器の世界」(第一法規 一九九三年) 等参照。

(4) 『平城宮發掘調査報告 VII』(奈良國立文化財研究所學報) 第二六冊 一九七五年)、『平城宮出土墨書土器集成 I』(奈良國立文化財研究所 一九八三年)。

(5) 元祿二二年(一六九九) 初刊。近世文學書誌研究會編『近

世文學資料類從 重寶記集』(勉誠社 一九七九年)所收。

- (6) 藤澤一夫「古代の呪咀とその遺物」(『帝塚山考古學』一、帝塚山大學考古學研究室 一九六八年)。なお、水野正好「想青籙記 初叢」(『文化財學報』三、奈良大學 一九八四年)には、同じ坏の墨書「鸚鵡鳥」に關する考證がある。

- (7) 八離別の守り▽は、『呪咀重寶記』に先行する『邪呪呪禁法則』(貞享元年(一六八四)初刊、前掲注(5)所收)にも見える(和田萃、前掲注(1))。また、その他の類似的呪法書には、

『呪咀祕傳書 (諸祕符)』(慶長四年(一五九九)書寫、國立國會圖書館新城新藏文庫)。

『まじない祕傳』(慶長一六年(一六一一)書寫、國立國會圖書館)。

『呪咀早合點』(東北大學附屬圖書館狩野亨吉文庫)。

『まじない傳』(同前)。

『呪咀之聞書』(西尾市立圖書館岩瀬文庫、無窮會圖書館神智文庫)。

『まじない三百箇條』(東洋大學圖書館哲學堂文庫)。

『永代大雜書萬曆大成』(天保一三年(一八四三)初刊)などがある。

- (8) 水野正好「鬼神と人とその動き」(『文化財學報』四 一八九六年)はか一連の論考、ならびに廣嶋縣立歴史博物館特別展圖録『中世の民衆とまじない』(一九九〇年)等参照。

日本古代の呪符木簡、墨書土器と疑偽經典(増尾)

- (9) 修驗道の呪符は、中野達慧編『修驗深祕行法符呪集』(日本大藏經)八修驗道章疏▽第二卷所收)に集成されている。

- (10) 「百加」は、「元興寺塔露盤銘」では「百加」と記されている。

- (11) 高橋工「大阪・桑津遺跡」(『木簡研究』一四號 一九九二年)、同「桑津遺跡から日本最古のまじない札」(『葦火』三五號、大阪市埋藏文化財研究會 一九九一年)。

- (12) 竹田政敬・和田萃「奈良・藤原京右京五條四坊」(『木簡研究』一五號 一九九三年)、ならびに「廣報かしはら」一九九二年八月二〇日號に、第六號の寫眞が掲載されているが、あまり鮮明ではなく、二點とも墨書のトレースは、未公表である。

- (13) 瀧川政次郎「急々如律令」(『律令の研究』 刀江書院 一九三一年)。

- (14) 和田萃「下ッ道と大祓」(前掲注(12)の後半部を改題し、『日本古代の儀禮と祭祀・信仰』中巻、前掲注(1)に收載)。

- (15) 奈良國立文化財研究所「本藥師寺西南隅の調査」(『飛鳥・藤原宮發掘調査概報』六、一九七六年)。なお、呪符木簡の寫眞版は、同所編『平城京右京八條一坊十一坪發掘調査報告書』(大和郡山市 一九八四年)のP.L.14に参考▽として掲載。

- (16) 田中正夫「埼玉・小敷田遺跡」(『木簡研究』七號 一九八五年)の段階では、この符呪の存在は不明だったが、その後

- の保存處理に伴なう再調査で、はじめて確認された。宮瀧交二「小敷田遺跡出土の木簡について」(『小敷田遺跡』遺構遺物篇第一分冊 埼玉縣埋藏文化財調査事業團 一九九二年)。
- (17) 宮瀧交二、前掲注(16)。
- (18) 濱松市立郷土博物館編『伊場木簡 伊場遺跡發掘調査報告書 第一冊』(濱松市教育委員會 一九七六年)、竹内理三編『伊場木簡の研究』(東京堂出版 一九八一年)。
- (19) 『大日本古文書』正倉院文書、第二卷所收。大山誠一「大化前代遠江國濱名郡の史的展開」(『日本歴史』三三二號 一九七五年) 参照。
- (20) 芝田文雄「百怪呪符」(『伊場木簡の研究』前掲注(18)所收)。拙稿「八天罡〱呪符の成立」(前掲注(1))でも言及した。
- (21) 出越茂和「石川・戸水大西遺跡」(『木簡研究』一六號 一九九四年)。
- (22) 石井則孝・竹花宏之「東京・多摩ニュータウン遺跡群」(『木簡研究』一二號、一九九〇年)。
- (23) 金山弘明「石川・横江莊遺跡」(『木簡研究』十號 一九八八年)。
- (24) 日野久「秋田・秋田城跡」(『木簡研究』八號 一九八六年)、秋田城跡調査事務所研究紀要Ⅱ『秋田城出土文字資料集Ⅱ』(一九九二年)。
- (25) 平川南「宮城・多賀城跡」(『木簡研究』三號 一九八一
- 年)、『多賀城市史』第四卷、三六四頁。同第五卷、九〇頁参照。
- (26) 「木簡研究」二三號(一九九一年)。
- (27) 同前、一〇號(一九八八年)。
- (28) 同前、六號(一九八四年)。
- (29) 同前、一二號(一九九〇年)。
- (30) 同前、一四號(一九九二年)。
- (31) 同前、八號(一九八六年)。
- (32) 同前、一三號(一九九一年)。
- (33) 同前、一號(一九七九年)。
- (34) 『平城京右京八條一坊十一坪發掘調査報告書』、前掲注(15)。
- (35) 涵芬樓版『正統道藏』第三五二—三册(藝文印書館版、第一九卷)所收。
- (36) 和田萃、前掲注(1)。ただし『道藏』所收の符呪について、古代日本の呪符の源流となったのは、盛唐以前の神符類に限定する旨を注記するが(注(89))、『道藏』所收・神符類の成立年代を區分するのは、相當に困難であろう。
- (37) 拙稿「沈痾自哀文」の史的位位置」(『史境』八號 一九八四年)において、『抱朴子』への依據とその史的意義について言及した。
- (38) 東野治之「上代文獻と敦煌文獻」(『萬葉集研究』一五集 塙書房 一九八七年、『遣唐使と正倉院』岩波書店 一九九二年)、拙稿「日本古代における『天地八陽神呪經』の受容」

- (道敎文化研究會編『道敎文化への展望』平河出版社 一九
 五年) 参照。
- (39) 鬼頭清明、前掲注(34)、三一頁。
- (40) 松本榮一『燉煌畫の研究』圖像篇、一九三〇年。同書本文篇、
 第七頁第二節、第八章第一節(東方文化學院東京研究所、
 一九三七年。臨川書店復刊)。
- (41) 中華書局 一九八三年版、二五七頁。
- (42) 新文豐出版公司、一九八六年版、六四二頁。
- (43) 張鳳『漢晋西陲木簡彙編』(上海有正書局、民國二〇年)、
 陳槃『敦煌木簡符籙試釋』(中央研究院歷史語言研究所專刊
 六三『漢晋遺簡識小七種』一九七〇年)参照。なお、近年、
 大庭脩編『大英圖書館藏 敦煌漢簡』(同朋舎 一九九〇年)、
 ならびに甘肅省文物考古研究所編『敦煌漢簡』(中華書局
 一九九一年)の二著によつて、資料の整理集成がなされた。
- (44) 東野治之『木簡雜識』(『長岡京古文化論叢』同朋舎 一九
 八六年)。
- (45) 王重民、前掲注(41)、二七一頁。
- (46) 黃永武、前掲注(42)、六七九頁。
- (47) 興膳宏、川合康三『隋書經籍志詳攷』(汲古書院 一九九
 五年)、矢嶋玄亮『日本國見在書目録 集證と研究』(汲古書
 院 一九八四年)参照。
- (48) 『開元釋教録』(大正藏五五卷、六七三頁上段)。本書の成
 立と思想に關しては、坂出祥伸『黃帝蝦蟇經』について「
 日本古代の呪符木簡、墨書土器と疑偽經典(増尾)
- (關西大學 文學論集』文學部創設七十周年記念特輯號 一
 九九五年)に詳考がある。
- (49) 矢吹慶輝『鳴沙餘韻』影印篇(岩波書店、一九三〇年、臨
 川書店復刊)。また、牧田諦亮『疑經研究』八三一頁(一九
 七六年 京都大學人文科學研究所、臨川書店復刊)にも翻刻
 されている。
- (50) 『大正藏』五五卷、四七四頁上段、下段。
- (51) 同前、六七七頁下段。『貞元新定釋教目錄』卷二八でも、
 『開元録』の注記をそのまま踏襲している(『大正藏』五五卷、
 一〇二二頁中段)。なお『開元録』の引用部の()内は、
 『貞元録』による補訂である。
- (52) 『大日本古文书』正倉院文書 第一〇卷、三三二頁。
- (53) 同前、第三三卷、一六〇頁。
- (54) 同前、第七卷、二二一頁。
- (55) 同前、第一二卷、三九頁。
- (56) 日本における『壽延經』の受容については、拙稿『壽延
 經』の行方』(菅原信海編『神佛習合思想の展開』汲古書院
 一九九六年)で考察した。
- (57) 拙稿『救護身命經』の傳播と八厭魅蠱毒』(牧田諦亮監、
 落合俊典編、七寺古逸經典研究叢書第二卷『中國撰述經典
 (其之二)』大東出版社 一九九六年)参照。
- (58) 矢吹慶輝『鳴沙餘韻』解説篇、第二部『疑偽佛典及び燉煌
 出土疑偽古佛典について』(岩波書店 一九三三年)、ならび

に『大正藏』第八五卷參照。

(59) 涵芬樓版『正統道藏』第三四三冊(藝文印書館版、第一九卷)所收。

(60) 同前、洞神部神符類、第三五二冊(第一九卷)所收。

(61) 同前、洞支部本文類、第一七九冊(第一〇卷)所收。

(62) 拙稿「朝鮮本『佛說廣本太歲經』考―朝鮮における道教受容と疑偽經典―」(『第十屆中國域外漢籍國際學術會議論文集』一九九六年 中華民國、國學文獻館)。

(63) 徐大錫「經巫放」(『韓國文化人類學』創刊號 一九六八年)、伊藤亞人「韓國民間信仰における道教の傳統」(『朝鮮文化研究』一號 東京大學文學部朝鮮文化研究室 一九九四年)。

(一九九五年 九月 成稿)

文獻史料調査に際してお世話になった、神奈川県立埋蔵文化財センター、奈良縣立橿原考古學研究所、東洋文庫、早稻田大學圖書館の關係各位、ならびに本稿の執筆をご慫慂下さった菅原信海先生に、篤くお禮申し上げます。

〔追記〕

成稿後、蕭登福『道教星斗符印與佛教密宗』第一篇第三章「敦煌所見受道教星斗崇拜影響之佛經」(一九九三年 新文豐出版公司)、並びに同『道教與密宗』下篇三章「道教符籙呪印對佛教密宗之影響」(一九九三年 同前)に、関連文獻が列擧され、『佛說七千佛神符經』と『太上老君說長生益算妙經』の類似についても指摘があるのに氣付いた。

また、關西大學の坂出祥伸先生から、高國藩氏が敦煌文書の符呪について論じていることをご教示いただいた。『中國民俗探微―敦煌古俗與民俗流變』第三章「符呪風俗」(一九八九年 河海大學出版社)では、一三〇頁餘りに互って包括的な解説がなされ、『敦煌民俗資料導論』(一九九〇年 新文豐出版公司)においても『佛說七千佛神符經』を紹介しているので、併せ參照されたい。